

垂井町第 6 次総合計画の策定について

○策定体制

1 住民参画

計画策定の段階で住民参画の機会を設け、広く住民意見を聴取し、反映します。

(1) 一般町民アンケート（平成 28 年 11 月 12 日～11 月 28 日）

18 歳以上の町民 3,000 人を対象に、町に居住することの満足度とまちづくりに関するニーズを把握するため、アンケート調査を実施します。

(2) 高校生アンケート（平成 28 年 11 月 17 日～12 月 1 日）

不破高等学校に通う 3 年生を対象に、将来の希望や町の認識を把握するため、アンケート調査を実施します。

(3) 中学生及び保護者アンケート（平成 28 年 11 月 17 日～12 月 5 日）

町内中学校に通う 3 年生を対象に将来の希望や町の認識を把握するとともに、その保護者に対し子育て支援の環境や子どもの進路・将来に対する考えを把握するため、アンケート調査を実施します。

(4) 高校生ワークショップ（平成 28 年 12 月 6 日）

町の未来を担う高校生（不破高等学校生）を対象に、住みたいまちの理想像や今の町に足りないものについて意見交換し町に提言を行うため、ワークショップを開催します。

(5) 一般町民ワークショップ（平成 29 年 1 月 21 日）

一般町民を対象に、アンケート調査では把握しきれない地域ごとの具体的な課題や地域資源を整理し、その課題の解決に向け、協働の視点から地域住民一人ひとりが実践できることを意見交換し町に提言を行うため、ワークショップを開催します。

(6) 広報・ホームページ（平成 29 年 1 月～）

広報たるいや町ホームページにより、計画の進捗状況を町民に周知します。

(7) パブリックコメント（平成 29 年 10 月）

町民を対象に、基本構想案などについて意見をいただくため、パブリックコメントを実施します。

2 総合計画審議会（平成 29 年 2 月 24 日～）

垂井町総合計画審議会設置条例に基づき、町議会の議員、町教育委員会の委員、町農業委員会の委員、団体の役員又は職員、学識経験を有する者及び公募による町民を委員として 20 人以内で構成する総合計画審議会を設置し、町長の諮問に応じ審議を行い、町長へ答申をしていただきます。

3 町議会

計画策定の各段階で計画策定状況について報告し、議会からの意見も反映しながら平成 29 年 12 月議会において基本構想の議決を求めます。

4 庁内策定体制

全庁体制で取り組むため、垂井町経営統合会議設置規程に基づき、基本構想などの原案を決定する経営統合会議（議長：町長）のもとに検討委員会（委員長：副町長）を設け、基本構想などの原案を検討します。

また、検討委員会のもとにプロジェクトチームを設け、基本構想などの素案を作成します。

その他、ヒアリングや職員アンケートを実施し、広く職員意見を聴取して反映します。